《健康だより》ワクチン接種を受けるにあたって

保健衛生部　平安山智子

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、医療関係者を優先し、高齢者・基礎疾患のある方から順次年齢降下順で進められてきました。また、ファイザー製ワクチン・モデルナ製ワクチンとも対象年齢が１２歳以上に引き下げられ、各自治体でも高校生への接種券の配布や予約受付が始まりました。

そこでワクチン接種に関して、厚生労働省の資料に基づき参考となる情報をご案内します。

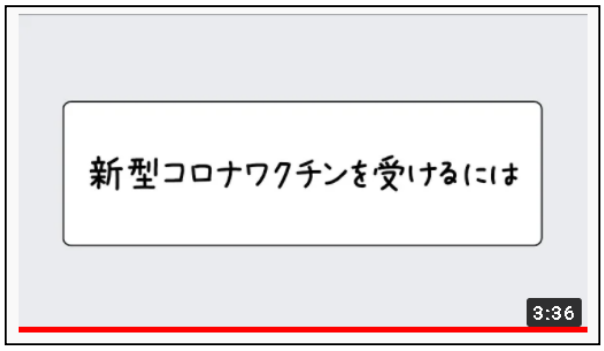

youtube 厚生労働省公式チャンネル
動画「新型コロナワクチンを受けるには」

ワクチン接種について相談したいとき、どこに相談すればよいですか？

・基礎疾患やアレルギーのある方で、ワクチンを受けるかどうか相談したい場合には、かかりつけの医師とご相談ください。薬を服用している方は、処方した医療機関または調剤した薬局にご相談ください。
・ワクチンの接種を受ける方法、接種の予約、予診票の書き方は市町村のコールセンターにご相談ください。
・一般的質問は、厚生労働省コールセンター（０１２０－７６１－７７０）も利用できます。

接種を先延ばししてきましたけど、接種券に有効期限はありますか？

・令和 4 年 2 月 28 日までの接種期間内であれば有効期限はありません。

接種予約をすっぽかしました。後日、接種は可能ですか？

・可能です。改めて接種の予約を行います。接種券もそのまま利用できます。

未成年の場合、保護者の同意は必要ですか？

・未成年者であっても、16 歳以上の方については、親の同意書は必要ありません。
・12～15 歳の接種においては、原則、保護者の同伴が必要となります。予診票に保護者の署名が必要となり、署名がなければワクチンの接種は受けられません。

接種券・予診票を紛失しました／接種券が届かない！

・届かない場合も失くした場合も住民票のある市町村窓口で再発行申請できます。
（市町村によって即日～１０日ほどの日数がかかります）
・厚生労働省「コロナワクチンナビ」サイトでも再発行の Web 申請を受け付けています。
・引っ越しをしている方は、市町村や郵便局に各種届出をしてから再発行手続きをしてください。